（案）

令和　　年　　月　　日

（指定確認検査機関名）

（代表者名）　殿

○○市○○部○○課長

建築基準法に基づく通知・報告の提出方法について（依頼）

本市の建築行政につきまして、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、掲題のことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができます。

これを踏まえ、本市においては、建築行政事務を効率化し、もって市民サービス向上を図るため、下記のとおり御協力をお願いします。

記

１．内容 建築基準法に基づく通知・報告の提出を、建築行政共用データベースシステムを使用して行う（詳細は別紙のとおり）

２．開始日 令和　　年　　月　　日（　　）

３．備考 運用細目については、別途協議にて変更をお願いすることがあります。

以上

# 別紙

# 運用方法

## （１）送信対象文書と送信形式

次に掲げる通知・報告について、当該各表の文書名欄の文書の、書面の記載事項及び特定行政庁が定める事項について、データ形式欄のフォーマットにて、建築行政共用データベースシステム又はこれと接続されたＮＩＣＥ確認検査受付システムその他のシステムを使用して送信してください。用紙送付欄に記載のある文書については、データ送信とは別途、当該欄に記載の頻度で紙原本を送付してください。

### ①確認審査報告（建築物）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（16号様式） | XML | ◯ | － |
| 建築計画概要書 | XML | ◯ | － |
|  | 第一・二面 |
| 第一・二・三面 | PDF | ◯ | ◯（月１回以上） |
| 確認申請書第四・五面・六面 | XML | △ | － |
| PDF | △ | － |
| チェックリスト構造計算適判結果通知 | PDF | ◯ | － |
| 建築工事届 | PDF | ◯ | ◯（月１回以上） |

※建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、XMLとPDF両方のデータ送信する。

※計画変更については上記に準ずる。

### ②確認審査報告（建築設備）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（16号様式） | XML | ◯ | － |
| 確認申請書　第二面 | XML | ◯ | － |
| チェックリスト | PDF | ◯ | － |

※計画変更については上記に準ずる。

### ③確認審査報告（法第88条第１項工作物）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（16号様式） | XML | ◯ | － |
| 確認申請書　第二面 | XML | ◯ | － |
| チェックリスト | PDF | ◯ | － |

※計画変更については上記に準ずる。

### ④確認審査報告（法第88条第２項工作物）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（16号様式） | XML | ◯ | － |
| 築造計画概要書第一面 | XML | ◯ | － |
| 築造計画概要書第一・二面 | PDF | ◯ | ◯（月１回以上） |
| チェックリスト | PDF | ◯ | － |

※計画変更については上記に準ずる。

### ⑤完了検査引受通知（建築物・建築設備・工作物共通）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（23号様式） | XML | ◯ | － |

※中間検査引受通知については上記に準ずる。

### ⑥完了検査報告（建築物・建築設備・工作物共通）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（25号様式） | XML | ◯ | － |
| 検査申請書第二・三面 | XML | ◯ | － |
| 検査申請書第四面 | PDF | ◯ | － |
| チェックリスト | PDF | ◯ | － |

※中間検査報告については上記に準ずる。

### ⑦仮使用認定報告（建築物・建築設備・工作物共通）（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 表紙（35号の4様式） | XML | ◯ | － |
| 仮使用認定申請書第二面 | XML | ◯ | － |
| チェックリスト | PDF | ◯ | － |

### ⑧変更届等（データ本位型の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | データ形式 | データ送信 | 用紙送付 |
| 変更届等 | 用紙 | － | ◯（月１回以上） |

## （２）留意事項

・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。

・特定行政庁が固有の管理番号を有する場合は、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入し、PDF化することとします。

・用紙送付が一切行われない報告等については、特定行政庁からの求めに応じて、報告到着確認を目的とした送付物件のリストを一定期間毎に送付する。

・法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、ICBAより発行された識別番号及び暗証番号の入力により押印に代えるものとし、データが到達し受領した日にこれらの書類を収受したものとして処理します。

・画像データの解像度は、300dpi又は400dpiとします。

（参考資料）

|  |
| --- |
| 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）第３条（定義）　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 二 　行政機関等　次に掲げるものをいう。ハ　地方公共団体又はその機関（議会を除く。）八 　申請等　申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（注：確認審査報告は申請等に該当）第６条（電子情報処理組織による申請等）　申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。３　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。４　申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。 |
| 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）（抄）第４条（電子情報処理組織による申請等）法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。２　前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。３　（略）４　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。第１３条（氏名又は名称を明らかにする措置）法第６条第４項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。一　（略）二　識別番号及び暗証番号を第４条第１項の電子計算機から入力する措置（同条第４項の規定が適用される場合に限る。）三　（略）四　（略） |
| 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示第１条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年国土交通省令第２５号。以下「規則」という。）第３条及び第７条に規定する申請等を行う者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。一　行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。二　行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。第２条　申請等を行う者が規則第４条第２項に基づき当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。 |